

○宿日直手当に関する規則の運用について

(昭和28年5月18日岡人委第384号通知)

(沿革)

昭和29年	7月	1日	第412号	昭和33年	4月	4日	第152号
昭和37年	12月	21日	第673号	昭和38年	12月	24日	第670号
昭和40年	4月	1日	第48号	昭和41年	4月	1日	第1号
昭和42年	12月	26日	第595号	昭和44年	4月	1日	第5号
昭和45年	12月	23日	第418号	昭和48年	10月	19日	第307号
昭和49年	2月	19日	第448号	昭和52年	12月	27日	第246号
昭和56年	3月	25日	第260号	昭和56年	5月	18日	第54号
昭和57年	3月	24日	第293号	昭和59年	3月	31日	第286号
昭和63年	4月	1日	第10号	平成元年	4月	1日	第9号
平成4年	7月	7日	第100号	平成11年	4月	1日	第6号
平成12年	3月	31日	第298号	平成13年	9月	25日	第153号
平成14年	4月	1日	第5号	平成15年	4月	1日	第9号
平成18年	7月	11日	第71号	平成19年	3月	30日	第210号
平成21年	3月	31日	第201号	平成23年	2月	22日	第205号
平成26年	3月	20日	第258号				

改正

第2条関係

この条の第1号及び第2号の勤務には、国又は他の地方公共団体に派遣された職員が、当該団体において行う同様の勤務を含むものとする。

第3条関係

- 1 この条の第1項の「勤務1回」とは、宿日直勤務の中途において、勤務できない事情により交替した場合又は時間外勤務を命ぜられた場合にあっては、宿日直勤務を行わなかつた勤務を除いた勤務をいう。
- 2 この条の第1項第2号の人事委員会の定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 消防学校における宿日直勤務
 - 二 青年の家における宿日直勤務
 - 三 警察本部における宿日直勤務
 - 四 警察学校における宿日直勤務（岡山県警察教養規程（平成6年岡山県警察訓令第4号）に規定する学校教養を受けている者が行う宿日直勤務を除く。）
 - 五 警察署における宿日直勤務
 - 六 小、中学校の寄宿舎における舎監の宿日直勤務

- 七 県立特別支援学校及び高等学校の寄宿舍における宿日直勤務
- 八 県立高等学校における生徒の教育実習指導に伴う宿日直勤務
- 九 児童相談所及び成徳学校における宿日直勤務
- 十 食肉衛生検査所、食肉地方卸売市場及びダム管理事務所における宿日直勤務
- 十一 県立特別支援学校における寄宿舍指導員の宿日直勤務